

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の皆様へのご連絡

# 貸切バスの一層の安全確保のため、 運行管理に関する義務を拡充します。

### 平成28年11月1日から

- 運行管理者の欠格期間中は補助者になれません（※ 施行日時点で選任済の者を除く）

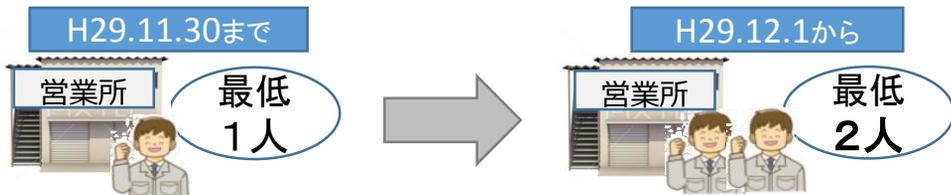
### 平成28年12月1日から

- 新たに雇い入れた全ての運転者に適性診断の受診及び特別な指導が必要です
- 初任運転者等（※初任運転者、直近1年間に乗務経験のない車種区分のバスに乗務する運転者、事故惹起運転者）に対する指導監督の内容が拡充されます  
（例：**実技訓練を20時間以上実施**）
- 夜間・長距離の運行（※）を行う際は、乗務途中点呼を行ってください  
※ 実車開始・終了時刻が2時～4時の間にある又は2時～4時をまたぐ、実車距離が100km以上の運行
- 補助者の選解任時に運輸支局への届出が必要です  
※ 既存の補助者については平成29年1月31日までに届け出てください
- 実務経験による貸切バス運行管理者資格者証の取得はできません



### 平成29年12月1日から

- **運行管理者の必要選任数が、営業所ごとに最低2人**（※）等になります  
※ 4両以下のバスを管理する営業所については、地方運輸局長が認める場合、1人選任の特例があります



- **ドライブレコーダーを用いた指導監督・記録の保存**が必要になります（新車）  
（例：**事故、ヒヤリハット、苦情時の映像の確認及び指導**）
- 初任運転者等への**実技訓練以外の指導が10時間以上**に拡充されます

### 平成31年12月1日から

- **全車にドライブレコーダーを搭載**し、それを用いた指導監督が必要になります

**違反した場合には、行政処分の対象になります。**

■ ご不明な点につきましては、裏面の運輸局、運輸支局等にお問い合わせください。

詳細な改正内容、Q&Aについては、下記URLをご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000050.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000050.html)

「運行管理者制度」改正に関するお問い合わせ先(直通電話)

- |                   |          |                         |
|-------------------|----------|-------------------------|
| ○ 北海道運輸局自動車技術安全部  | 保安・環境調整官 | 011-290-2754            |
| ○ 東北運輸局自動車技術安全部   | 保安・環境調整官 | 022-791-7534            |
| ○ 関東運輸局自動車技術安全部   | 保安・環境課   | 045-211-7256            |
| ○ 北陸信越運輸局自動車技術安全部 | 保安・環境調整官 | 025-285-9164            |
| ○ 中部運輸局自動車技術安全部   | 保安・環境課   | 052-952-8044            |
| ○ 近畿運輸局自動車技術安全部   | 保安・環境課   | 06-6949-6454            |
| ○ 中国運輸局自動車技術安全部   | 保安・環境調整官 | 082-228-9144            |
| ○ 四国運輸局自動車技術安全部   | 保安・環境調整官 | 087-835-6372            |
| ○ 九州運輸局自動車技術安全部   | 保安・環境課   | 092-472-2546            |
| ○ 沖縄総合事務局運輸部      | 監査指導課    | 098-866-1837            |
| ○ 国土交通省自動車局安全政策課  |          | 03-5253-8111 (内線41-623) |